

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第18号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（平成27年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第17号イ中「小学校」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。